

税

問合先 税務課

固定資産税

■固定資産課税台帳（土地・家屋）の縦覧・閲覧制度

昨年中に土地や建物に異動（売買・贈与・相続・分筆・地目変更・建物の取り壊しなど）があった人は、縦覧・閲覧制度を利用し確認してください。
※詳しくは広報3月号をご覧ください。

■不服審査申出

令和4年度は、原則として地方税法に定められた基準年度の価格が据え置かれるため、不服審査の申出ができません。

ただし、土地の分合筆や地目の変換、家屋の新築などで新たに決定された価格や、地価の下落によって修正された価格などに、不服がある場合に限り、審査の申出ができます。

また、今年度に限りの特例として、昨年度の評価替えにより、価格が上昇しているにもかかわらず、税額が据え置かれる特別な措置が適用された土地の価格に不服がある場合にも、審査の

申出ができます。
受付期間 公示日（4月1日（金）予定）以降納税通知書を受け取った日から3カ月以内
申出先
固定資産評価審査委員会
（総合行政委員会内）

■低所得者世帯にかかる固定資産税の減免制度 ※要申請

固定資産税・都市計画税について、低所得などの理由で納税が困難な世帯に対して土地・家屋の税額を2分の1に減免する制度を設けています。

対象 次の①～④の要件をすべて満たす人

- ①所有資産要件
- 令和4年1月1日現在において、所有する固定資産が自己居住用（住民登録等をしていること）の家屋及びその敷地のみであること
- 当該家屋の現況延べ床面積が120平方メートル以下であること
- ②年税額要件
- 土地及び家屋の固定資産税（都市計画税を含む。）の年税額が10万円以下であること
- ③所有者要件
- 納税義務者が次の(A)～(C)のうち、いずれかに該当すること

- ④所得要件
- 本人および生計を一にする人全員の所得が、市民税均等割非課税限度額以下の所得であること
- 必要なもの 本人確認ができる書類、固定資産税納税通知書（4月末以降発送予定）
- 申請 納期限（令和4年度1期分から申請の場合は5月31日（火））までに税務課へ
- ※納税が困難な世帯の負担軽減という主旨から、すでに納付済の税額については減免を受けることができません。



市税などの納付にスマートフォンアプリが利用できます

市税などの納付に一部のスマートフォンアプリが利用できるようになっていますが、今年から新たに「au PAY」も利用できるようになりました。

スマートフォン、タブレット端末から、納付書に印字されているコンビニ収納用バーコードを読み取ることで、市税などの納付ができます。ぜひご利用ください。

※「PayPay」「LINE Pay」「FamiPay」「au PAY」の利用には、事前にアプリ内でチャージが必要です。詳しい操作方法は、各社ホームページまたは、市ホームページをご確認ください。

納付可能対象 個人市府民税（普通徴収）、固定資産税（償却資産含む）・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、奨学金基金（「PayB」のみ）

問合先 各担当課

※バーコードが印字されていない、または取扱期限がすぎた納付書では利用できません。領収証書、軽自動車継続検査用納税証明書は発行されませんので、必要な場合は、金融機関・コンビニエンスストアなどでお支払いください。クレジットカードによる支払いはできません。



法人市民税に係る開設届を

法人市民税とは、市内に事務所、事業所、寮などがある法人、人格のない社団（収益事業を行うものに限る）などが納める税金です。市内に新しく会社を設立したとき、事務所などを開設したときは届出が必要です。（税務署および府税事務所への提出とは別に届出が必要）

法人市民税には、国税の法人税額を課税標準として算出する法人税割額と、資本金等の額と市内の従業者数により算出する均等割額とがあり、事業年度終了の日の翌日から2カ月以内に、申告書を税務課へ提出するとともに、法人税割額と均等割額の合計額を納付していただくことになっています。

※赤字決算となり、国税の法人税額が0円となった場合も、均等割がかかりますので、申告と納付が必要です。申告義務があるにもかかわらず申告書の提出がない場合、未申告法人として調査し、その結果により決定課税の行政処分をすることがあります。詳しくは問い合わせください。

税務署からのお知らせ

問合先 泉佐野税務署 (☎462-3471)

**新型コロナの影響により期限までの申告等が
困難であった人の申告・納付等について**

新型コロナウイルス感染症の影響により、期限内の申告などが困難であった場合には、4月15日(金)までの間、簡易な方法(*)により申告・納付などをすることができます。

なお、4月15日(金)までに簡易な方法により申告と同時に個別延長の申請をされた場合は、原則として、申告書の提出日が申告・納付期限となります。そのため、申告・納付が可能となった時点で提出してください。

また、4月16日(土)以降であっても、新型コロナウイルス感染症の影響により、申告することが困難な場合には、「災害による申告、納付等の期限延長申請書」を提出することで、申告・納付などの期限を延長することができます。この場合は、所轄の税務署長が指定した日が申告・納付期限となります。

(*) …提出の際、申告書の余白などに「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」である旨を記載して提出してください。「災害による申告、納付等の期限延長申請書」の提出は不要です。



▶イラスト…黒崎 玄

【事例】
SNSの広告で見つけた美容クリニックへ無料カウンセリングに出向いたところ、1年間で約35万円と高額だった。クレジット60回の分割払いで、いったん親に相談したいと伝えたら「後日の契約になるとキャンペーン価格は適用されない」と言われ、その場で契約し

消費生活センターだより

見守りリー→

相談受付 午前9時～午後4時30分

相談はお早めにセンターへ!!

南海線「泉佐野」駅前 ☎469-2240

美容医療サービス
雰囲気流されないで

4月から18歳で「大人」になります。1人で契約ができる反面、原則として一方的にやめることはできません。契約する時はよく検討しましょう。

困った時は、消費生活センターに相談してください。

てしまった。しかし、学生の自分には高額すぎて、支払えるか心配になった。クーリング・オフしたい。(当事者・20歳代 学生女性)

【ポイントアドバイス】

- 美容目的の施術は多くの場合、緊急性がありません。「今日契約、施術をすれば割引」などとせかされても、安易にその場で契約しないようにしましょう。
- 美容医療では、リスクや副作用が全くないということはありません。施術前に医師から説明を受け、ダウンタイムや合併症、副作用などについてよく理解したうえで、施術を受けるかどうか判断しましょう。
- 断る際に「お金がない」と言っても、クレジット契約などを勧められ、断り切れないケースもみられます。「契約しない」と明確に伝えましょう。

▶参考…(独)国民生活センター 子どもサポート情報第173号